

目 次

告示

- 平成23年度北海道立学校実習助手・寄宿舍指導員採用候補者選考検査の実施について… 3
- 市町村立小学校の位置変更について…………… 5
- 通達・通知・照会**
- 平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について…………… 5
- 平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について…………… 5
- 平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について…………… 6
- 平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について…………… 6
- 平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について…………… 6
- 名勝ピリカノカ 襟裳岬（オンネエングルム）の追加指定について ……28
- 正誤**
- 平成22年 1 月26日付け第6015号の正誤について……………29

告 示

北海道教育委員会告示第68号

平成23年度北海道立学校実習助手・寄宿舍指導員採用候補者選考検査を次の要領により行う。

平成22年 8 月27日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

平成23年度北海道立学校実習助手・寄宿舍指導員採用候補者選考検査実施要領

1 目的

この検査は、平成23年度の北海道立学校の実習助手及び寄宿舍指導員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 募集する受検区分及び職務内容

受検区分	職 務 内 容 (主なもの)
実 習 助 手 (そ の 他)	高等学校及び特別支援学校における実験又は実習について、教諭の職務を助ける。(注1)
寄 宿 舎 指 導 員	特別支援学校の寄宿舍における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する (宿直勤務あり)。

注1 実験・実習は、主に理科・家庭に関するものですが、配置となる学校により、情報、福祉等の教科に関するものがあります。

3 受検資格

高等学校を卒業した者若しくは平成23年 3 月31日までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、昭和51年 4 月 2 日以降に生まれたものとします。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受検できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 出願手続

(1) 出願書類 (各 1 部)

- ア 願書
- イ 自己推薦書
- ウ 受検通知用はがき
通常はがきを使用し、あて先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないこと。
- エ 第 1 次検査結果通知用封筒
長形 3 号封筒を使用し、あて先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、80円切手

をはること。

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受付期間	備考
持参する場合	平成22年8月30日（月）から平成22年9月10日（金）まで	9時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く）
郵送する場合	平成22年9月9日（木）の消印のものまで有効	角形2号封筒により「簡易書留」扱いとすること

注1 受付期間終了後に提出された出願書類や、不備のある出願書類は受け付けません。

また、受理した書類は返却しません。

2 出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

(3) 出願書類の提出先

北海道教育庁総務政策局教職員課
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

(4) 受検票の交付

受検票は、平成22年9月27日（月）までに到着するよう交付します。
なお、到着しない場合は、出願書類の提出先に問い合わせてください。

(5) その他

身体に障害があり、検査会場において特に配慮を必要とする方は、出願時に連絡してください。

5 検査期日

(1) 第1次検査 平成22年10月3日（日）

(2) 第2次検査 平成22年11月14日（日）

※ 第2次検査は、第1次検査を合格した者のみ受検できます。

6 検査会場

第1次検査及び第2次検査は、いずれも次の会場で実施します。

北海道札幌南高等学校 札幌市中央区南18条西6丁目1-1
（地下鉄南北線 幌平橋駅下車 0.7km）

7 検査の日程及び内容

(1) 第1次検査

～9:50	集 合（各検査室）
10:00～11:00	筆記検査
11:10～12:00	作文検査（400字以内）

筆記検査は、高等学校卒業程度の内容とし、公務員として必要な一般的知識及び教養について行います。

(2) 第2次検査

集合及び検査時間	受検者ごとに別に指定する時間
内 容	面接検査（冒頭に口頭による3分間の自己アピールをしていただきます。）

8 選考結果の通知等

(1) 第1次検査の結果は、平成22年10月下旬までに本人に通知します。

(2) 第2次検査の結果は、平成22年12月中旬までに採用候補者名簿に登録する者とし、いない者に区分して本人に通知します。

なお、採用候補者名簿の有効期限は、平成24年3月31日です。

(3) 第1次検査の合格者及び採用候補者名簿に登録者については、本人への結果通知時に北海道教育委員会のホームページに、受検区分ごとに受検番号を掲載します。

(4) 選考検査結果の開示請求

第1次検査で不合格となった者及び第2次検査の結果、登録にならなかった者については、北海道個人情報保護条例第27条の規定により、結果通知書を発送した日から1か月間に限り、受検者本人が自己の検査結果（第1次検査については筆記検査の点数及び作文検査の評価、第2次検査については総合ランク（BからDまで））について、口頭による開示請求をすることができます。

口頭による開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

9 採用の方法

(1) 採用は、登録者の中から、平成23年4月から平成24年3月までの間において欠員が生じたときに行いますが、登録が直ちに採用を意味するものではありません。

(2) 採用に当たっては、健康判定審査において「適」の判定を受けることが必要です。

10 給与 (平成22年 4月1日現在)

(1) 初任給 (給料+教職調整額+教員特別手当+給料の調整額)

配置となる校種	高校卒	短大卒	大学卒
高等学校	146,492	163,579	186,274
特別支援学校	156,536	174,803	199,051

※ 寄宿舍指導員の配置先は、寄宿舍のある特別支援学校のみです。

※ 上記の初任給は、新規学卒者の場合であり、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

※ 平成20年度から平成23年度までは給料月額7.5%を減額して支給しています (表は減額後の金額です)。

(2) 各種手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

11 その他

(1) 検査当日は、受検票、筆記用具、上履き、靴袋を持参してください。

なお、空き缶、弁当容器などのゴミは各自の持ち帰りとなります。

(2) 検査会場の敷地内は、禁煙とします。

(3) 検査会場及びその周辺には駐車場がありませんので、自家用車による受検は禁止します。公共交通機関を利用してください。

この検査に関する問い合わせ先
北海道教育庁総務政策局教職員課道立学校人事グループ
電話 (011) 231-4111 内線 35-226

北海道教育委員会告示第69号

次の市町村立の小学校の位置変更は、学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第25条第3号に基づき、受理した。

平成22年 8月27日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

設置者	名 称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
福島町	福島町立 吉岡小学校	平成22年 8月18日	松前郡福島町 字吉岡204番地	松前郡福島町 字吉岡252番地	校舎老朽化 のための移 転

通達・通知・照会

教 高 第 710 号
平成22年 8月27日

北海道登別明日中等教育学校長 様

北海道教育委員会教育長

平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について (通達)

このことについて、平成23年度入学者選考実施要項を別記のとおり定めたので、入学者の選考に当たっては、適切に行うようにしてください。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

教 高 第 710 号
平成22年 8月27日

胆振教育局長 様

北海道教育委員会教育長

平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について (通達)

このことについて、平成23年度入学者選考実施要項を別記のとおり定めたので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うようにしてください。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

教 高 第 710 号
平成22年 8月27日

小学部を置く各道立特別支援学校長 様

北海道教育委員会教育長

平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について (通知)

このことについて、平成23年度入学者選考実施要項を別記のとおり定めたので、お知らせします。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

教 高 第 710 号
平成22年 8月27日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長

平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について (通知)

このことについて、別記実施要項により実施することとしたので、貴管下小学校(札幌市においては、小学部を置く特別支援学校を含む。)に周知願います。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

教 高 第 710 号
平成22年 8月27日

各北海道教育大学附属小学校長
北海道教育大学附属特別支援学校長 様
北海道総務部長
(各私立小学校長)

北海道教育委員会教育長

平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考の実施について (通知)

このことについて、平成23年度入学者選考実施要項を別記のとおり定めたので、お知らせします。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

別記

平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考実施要項

(平成22年 8月10日教育長決定)

1 募集人員

80名

2 出願資格

北海道登別明日中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)に出願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める小学校又はこれに準ずる学校を平成23年3月に卒業する見込みの者

- (2) 外国において、学校教育における6年の課程を修了した者
 (3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を平成23年3月に修了する見込みの者
 (4) その他中等教育学校において出願資格があると認められた者

3 通学区域

通学区域は道内全域とする。

4 入学者の範囲

入学者は、保護者（就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）と同居し自宅から通学することができる者（以下「自宅から通学する者」という。）又は中等教育学校に設けた寄宿舎に生活し通学することを希望する者（以下「寄宿舎から通学する者」という。）とし、それぞれの範囲は、次のとおりとする。

区 分	範 囲
ア 寄宿舎から通学する者（男子）	8名以内とする。
イ 寄宿舎から通学する者（女子）	8名以内とする。
ウ 自宅から通学する者	募集人員からア及びイの数の合計を除いた数とする。

5 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
平成22年11月25日（木）～ 平成22年12月3日（金） （土曜日及び日曜日を除く。）	9：00～16：30 （3日は12：00までとする。）

【留意事項】

入学願書等の配布については、中等教育学校において、平成22年11月1日（月）から行うこと。

6 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の出願書類を北海道登別明日中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）に一括して提出する。

【留意事項】

出願書類を中等教育学校長に郵送する場合には、封筒（角2号）の表面に「入学願書」と朱書きし、書留又は簡易書留により期日までに必着するよう送付すること。

ア 入学願書

北海道立中等教育学校学則（平成18年北海道教育委員会規則第14号）第14条の規定による入学願書（同規則別記第4号様式）

【留意事項】

- 1 入学願書等の作成
入学願書用紙、写真台紙用紙等は中等教育学校において作成するものとする。
- 2 入学願書の記入等
 - (1) 保護者の間で住所が異なる場合は、日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所に居住する保護者を「保護者」の欄に記入すること。
 - (2) 現住所については、入学候補者にかかわる選考結果等通知書等が確実に到着するよう、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。

イ 入学検定料

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書にはり付けること。

ウ 写真

平成22年9月1日以降に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙（別記様式1）にはり付けること。

エ 出願理由等説明書（別記様式2）

【留意事項】

出願者が直筆で作成すること。

オ 児童の状況調書（別記様式3）

【留意事項】

- 1 出願者が在籍小学校長に持参すること。
- 2 小学校長が作成し、厳封したものとすること。

- カ 寄宿舎への入舎希望調書（別記様式4）
キ 受検票送付用封筒

【留意事項】

出願者が、380円（簡易書留）分の切手を貼付した封筒（定型長3号）とすること。

- ク 入学候補者にかかわる選考結果等通知書（別記様式5）の送付用封筒

【留意事項】

出願者が、380円（簡易書留）分の切手を貼付した封筒（定型長3号）とすること。

(2) 中等教育学校長の手続

ア 受検票

中等教育学校長は、平成22年12月13日（月）から平成22年12月16日（木）までに、受検票を出願者に交付すること。

イ 入学願書受付簿（別記様式6）

中等教育学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿に記入すること。

【留意事項】

中等教育学校長が受領した出願書類及び入学検定料は返還しない。

7 出願状況の発表

平成22年12月3日（金）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
中等教育学校（掲示）	12月13日（月）	10：00	中等教育学校 学校教育局高校教育課
北海道教育庁（発表）			

8 選考検査

(1) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日

選考検査の期日は、平成23年1月8日（土）とする。

イ 検査時間

検査時間は、次のとおりとする。

各検査に要する時間	作文	45分
	実技	60分
	面接	10分程度

検査は9：00から開始する。

【留意事項】

中等教育学校長は、出願者に交付する受検票に、検査日の日程等の詳細について記載すること。

(2) 検査会場

検査会場は、中等教育学校とする。

(3) 検査内容

ア 作文

与えられたテーマについて、考えたことや感じたことを表現するものとする。

イ 面接

出願の動機、学習への意欲、将来の希望等について個人面接を行う。

ウ 実技

グループ活動を取り入れたものとする。

(4) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム及び鉛筆削り

なお、携帯電話、PHS（簡易型携帯電話）、辞書付時計等選考検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き

9 入学候補者の決定

中等教育学校長は、校内に「入学候補者決定委員会」を設け、次の資料を総合的に評価

して入学候補者を決定する。

- (1) 出願理由等説明書
- (2) 児童の状況調書
- (3) 作文、面接及び実技の結果

10 入学候補者の通知

中等教育学校長は、入学候補者にかかわる選考結果等通知書（別記様式5）をもって、選考結果等を出願者に通知すること。

11 入学予定者の決定

次のア～ウのいずれかの区分の入学候補者数が「4 入学者の範囲」に示す数を上回る場合は、公開抽選により、当該区分の入学候補者の中から入学予定者を決定するものとする。

- ア 寄宿舍から通学する者（男子）
- イ 寄宿舍から通学する者（女子）
- ウ 自宅から通学する者

【留意事項】

- 1 公開抽選の実施日時は、平成23年1月19日（水）10：00とする。
- 2 公開抽選の会場は、中等教育学校とする。
- 3 公開抽選の方法等については、次のとおりとする。
 - (1) ア及びイについて、「4 入学者の範囲」の数を限度として抽選を行う。
 - (2) (1)終了後、ウについて、募集人員から(1)における入学予定者の総数を除いた数を限度として抽選を行う。

12 入学予定者の発表等

(1) 発表方法

中等教育学校長は、平成23年1月19日（水）に入学予定者の受検番号を発表（掲示）するとともに、入学予定者に、平成23年1月21日（金）までに入学予定者決定通知書（別記様式7）を交付する。

【留意事項】

中等教育学校長は、入学予定者の受検番号について、合格発表後速やかに中等教育学校のWebページに掲載すること。

(2) 入学意思の確認

中等教育学校長は、入学予定者に入学意思確認書（別記様式8）を送付する。

入学予定者のうち、入学意思のある者については、平成23年1月25日（火）までに入学意思確認書及び返信用の封筒を、中等教育学校長に提出すること。

また、入学意思のない者については、その保護者が当該児童の氏名及び理由を平成23年1月25日（火）正午までに電話で中等教育学校長に連絡すること。

【留意事項】

- 1 入学意思確認書と500円（簡易書留）分の切手を貼付した返信用の封筒（角2号）を、表面に「入学意思確認書」と朱書した封筒に同封し提出すること。
- 2 中等教育学校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留により送付すること。
- 3 中等教育学校長は、入学意思のない旨連絡のあった保護者に対し、平成23年1月25日（火）16：00までに、当該児童の入学の意思のないことを電話により確認すること。

(3) 入学予定者証明書（別記様式9）の交付

中等教育学校長は、入学意思確認書を提出した保護者に対して、平成23年1月27日（木）までに入学予定者証明書を交付する。

13 入学予定者の手続

(1) 市町村教育委員会への届出

入学予定者証明書の交付を受けた保護者は、入学予定者証明書を添えて、中等教育学校に入学する旨を、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

なお、届出の方法について、市町村教育委員会から指示がある場合は、それに従うこと。

(2) 入学の辞退

入学予定者が、入学意思の確認後にやむを得ない事情により、入学を辞退しようとする場合は、速やかに入学辞退届（別記様式10）を中等教育学校長に提出しなければならない。

14 入学予定者の追加

中等教育学校長は、入学辞退等によって入学予定者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り入学予定者の追加を行う。

【留意事項】

- 1 「11 入学予定者の決定」における公開抽選において、入学予定とならなかった入学候補者がいる場合には、該当者全員について、入学予定者の追加の順番を定めるための抽選を行う。
- 2 入学予定者の追加については、上記1の順番に基づいて行う。
- 3 追加した入学予定者の発表は、平成23年3月7日（月）16：00までに行う。
- 4 追加した入学予定者の入学意思の確認は、電話で行い、確認次第、「12 入学予定者の発表等」に準じて、追加入学予定者に、入学予定者決定通知書及び入学意思確認書を交付する。ただし、入学意思確認書の提出方法等は別途指示する。
- 5 中等教育学校長は、追加した入学予定者が入学意思確認書を提出した後速やかに、当該入学予定者の保護者に対して、入学予定者証明書を交付する。

15 第2次募集

(1) 第2次募集を行う場合

ア 入学候補者の数が募集人員に満たないとき。

イ 平成23年3月7日（月）までの入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

区 分	期 日	時 間	場 所
中等教育学校（掲示）	前項アの場合 1月20日（木）	10：00	中 等 教 育 学 校
	前項イの場合 3月8日（火）	10：00	
北海道教育庁（発表）	前項アの場合 1月20日（木）	13：00	学校教育局高校教育課
	前項イの場合 3月8日（火）	13：00	

(3) 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、当初の入学者選考において入学予定者と決定されていた者の出願は認めない。

(4) 出願の受付

受 付 期 間	受 付 時 間
平成23年3月11日（金）～ 平成23年3月15日（火） （土曜日及び日曜日を除く。）	9：00～16：30 （15日は12：00までとする。）

(5) 出願の手続

ア 出願者は、「6 出願の手続」の(1)に定める入学願書等を、出願先の中等教育学校長に提出すること。

イ 中等教育学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

【留意事項】

第2次募集に出願する場合は、出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。

(6) 入学候補者の決定等

入学候補者の決定については、「9 入学候補者の決定」に定めるところによる。

【留意事項】

- 1 選考検査日は、平成23年3月17日（木）とする。
- 2 検査会場は、中等教育学校とする。

- 3 検査内容等については、「8 選考検査」の定めるところによる。
- 4 入学候補者の通知については、「10 入学候補者の通知」の定めるところによる。

(7) 入学予定者の発表等

中等教育学校長は、平成23年 3 月22日 (火) に第2次募集における入学予定者の受検番号を発表 (掲示) するとともに、平成23年 3 月23日 (水) までに本人に通知すること。

【留意事項】

- 1 入学予定者の決定については、「11 入学予定者の決定」の定めるところによる。
- 2 公開抽選を実施する場合の実施日時及び会場は、平成23年 3 月22日 (火) 10:00、中等教育学校とする。
- 3 公開抽選の方法については、「11 入学予定者の決定」の留意事項のとおりとする。

16 道外からの出願者の手続

(1) 出願できる場合

ア 保護者の住所が道外に存する場合で、平成23年 4 月7日 (木) までに道内に住所を移転することが確実なとき。

イ 中等教育学校長が、特別の事情があると認めたとき。

(2) 出願の期間

「5 出願の受付」と同様とする。

(3) 出願者の手続

道外からの出願承認申請書 (別記様式11) により、次の申請期間内に中等教育学校長の承認を得なければならない。この場合、道外からの出願承認申請書とともに、返信用の封筒を提出すること。

申請期間	受付時間
平成22年11月11日 (木) ~ 平成22年11月19日 (金) (土曜日及び日曜日を除く。)	9:00~16:30 (19日は12:00までとする。)

【留意事項】

- 1 道外からの出願承認申請書と380円 (簡易書留) 分の切手を貼付した返信用の封筒 (定型長3号) を、表面に「道外からの出願承認申請書」と朱書した封筒に同封し提出すること。
- 2 中等教育学校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 中等教育学校長の手続

中等教育学校長は、出願者から提出された道外からの出願承認申請書を審査し、当該出願者の道外からの出願を承認する場合は、平成22年11月25日 (木) までに出願承認書 (別記様式12) を交付すること。

【留意事項】

道外からの出願承認申請書により、出願を承認された者は、中等教育学校長から交付された出願承認書を、前記6の(1)の書類に添えて出願手続を行うこと。

なお、中等教育学校長は、不承認の通知をする場合は、不承認とする理由を具体的に記載した書面を出願不承認書に添付し、平成22年11月25日 (木) までに交付すること。

17 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	中等教育学校→教育局		教育局→高校教育課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況	12月9日(木)	13:00まで	ファックス	14:00まで	C. S.	別記様式13
2	選考検査欠席者等の状況	1月8日(土)	16:00まで	同	17:00まで	同	別記様式14
3	入学予定者数及び欠員	1月21日(金)	10:00まで	同	13:00まで	同	別記様式15
4	第2次募集の人員	ア 1月20日(木)	11:00まで	同	12:00まで	同	別記様式16 イの場合、追加入学予定者
		イ 3月8日(火)	11:00まで	同	12:00まで	同	

							数の報告を併せて行うこと。
5	第2次募集の入学予定者数	3月23日(水)	10:00まで	同	12:00まで	同	別記様式17

※ C. S.は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

18 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする障害のある児童が出願しようとする場合は、保護者は中等教育学校長にその事情を説明し、中等教育学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- (3) 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の児童をいう。）がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、中等教育学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】

出願者の請求による出願書類用紙等の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

参考 北海道立中等教育学校学則別記第4号様式

※										
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 収 入 証 紙 </div>										
入 学 願 書										
平成 年 月 日										
北海道 中等教育学校長 様										
出願者署名										
保護者署名										
貴校に入学したいので、許可してください。										
出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 5px;">ふりがな氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">性 別</td> <td style="width: 45%; padding: 5px;">生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">願 現 住 所</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">□□□-□□□□</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">者 出身・在籍学校名</td> <td style="padding: 5px;">卒業・卒業見込年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">卒 業 年 月 日 卒業見込</td> </tr> </table>	ふりがな氏名	性 別	生 年 月 日	願 現 住 所	□□□-□□□□		者 出身・在籍学校名	卒業・卒業見込年 月 日	卒 業 年 月 日 卒業見込
ふりがな氏名	性 別	生 年 月 日								
願 現 住 所	□□□-□□□□									
者 出身・在籍学校名	卒業・卒業見込年 月 日	卒 業 年 月 日 卒業見込								

保 護 者	ふりがな 氏名		出願者 との関係	
	現住所	□□□-□□□□	電話	番
備 考				

記入上の注意
※印の欄は記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。
注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記様式1 (日本工業規格A列4番縦型)

写 真 台 紙				
			※受検番号	
ふりがな 出願者氏名		性 別	(縦7cm、横5cm) 写真をはる位置 (9月1日以降に撮影した もの)	
出身・在籍 学 校 名				
(注) 1 ※印の欄は記入しないこと。 2 写真の裏面に出席者の氏名を記入し、 所定の欄にはること。				
平成23年度北海道立中等教育学校受検票			※受検番号 (検査グループ)	
			※面接予定時間	
			※入学者の範囲 (区分)	
ふりがな 出願者氏名		性 別	(備 考)	

出身・在籍 学 校 名	
中 等 教 育 校 学 校	北海道登別明日中等教育学校

(注) 1 受検の際に必ず持参すること。
2 ※印の欄は記入しないこと。

- (注) 1 備考欄は、検査の内容、時間及び持参すべきものの記載等に利用すること。
2 ※入学者の範囲の欄は、出願者から提出された寄宿舍への入舎希望調書に基づき、次の区分に従って記入すること。
ア 寄宿舍から通学する者（男子）
イ 寄宿舍から通学する者（女子）
ウ 自宅から通学する者

別記様式 2（日本工業規格 A 列 4 番縦型）

出 願 理 由 等 説 明 書	
平成 年 月 日	
北海道登別 ^{あけび} 明日中等教育学校長 様	
出願者の氏名 _____	
次のことを教えてください。	
①あなたの将来の夢を教えてください。	
②あなたが、今後、もっと伸ばしたいと考えている自分のよいところや、力を入れて頑張り ^{がんば} たいと考えていることを教えてください。	
③小学校の学習の中で、あなたの得意なもの（こと）を教えてください。	
④あなたが今、一番興味を持っているもの（こと）を教えてください。	

⑤この学校に入学したい理由を教えてください。また、この学校に入学してからどんなことをしたいと考えているか教えてください。

(注) この説明書の氏名を含めてすべてを、出願者本人が記入してください。鉛筆を使って記入してもよいです。

別記様式 3（日本工業規格 A 列 4 番縦型）

（表）

児 童 の 状 況 調 書

平成 年 月 日

北海道登別明日中等教育学校長 様

小学校長名

印

児童の本校における状況は、次のとおりです。

氏 名	生年月日		平成	年	月	日
	卒業見込・卒業年月		平成	年	月	
項 目	所 見					
1 教科の学習の 取組状況につ いて						
2 総合的な学習 の時間や特別活 動の取組状況に ついて						
3 日常生活にお ける行動の状況 について						

4 総合所見及び 指導上参考となる 諸事項			
5 出欠の記録			
学 年	出席しなければ ならない日数	欠席日数	欠席の主な理由
5			
6			

(注) 小学校長名には、小学校名も併記すること。

(裏)

備考 児童の状況調書の記入について

- 1 項目1から3については、第5学年の小学校児童指導要録の記載内容及び本調書作成時点までの第6学年の状況を踏まえて記入すること。
- 2 項目4については、児童の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動及び児童の成長の状況にかかわる総合的な所見など、出願者の長所を把握する上で参考となる事柄や進歩の状況について記入すること。
- 3 項目5の第5学年については、小学校児童指導要録に基づいて記入し、第6学年については、本調書作成時点までの状況を記入すること。また、「欠席の主な理由」の欄は、具体的に記入すること。
- 4 その他
 - (1) 記入後の本調書は厳封し、封筒に児童名を記載すること（ゴム印可）。
 - (2) 海外で居住していた経験がある児童については、その国名、期間及び海外で在籍していた学校名を総合所見の欄に記入すること。

別記様式4 (日本工業規格A列4番縦型)

※受検番号		
寄 宿 舎 へ の 入 舎 希 望 調 書		
平成 年 月 日		
北海道登別明日中等教育学校長 様		
出 願 者 名 _____		
保 護 者 署 名 _____		
1 寄宿舍への入舎希望		
寄宿舍への入舎希望の有無	ア 希望する (男・女)	イ 希望しない
※「希望する」又は「希望しない」のいずれかについて、該当する記号(ア又はイ)を○で囲んでください。また、アの希望がある場合、出願者の性別を○で		

囲んでください。

2 自宅からの通学時間

自宅から本校まで、公共交通機関を利用した場合の通学時間を、次の中から選び、該当する番号を○で囲んでください（JR幌別駅から本校までは、バスで5分間かかるものとして計算してください）。

1	1時間以内
2	1時間を超え、1時間30分以内
3	1時間30分を超える

3 理由

次の①又は②に該当する方は、その理由を具体的に記入してください（これ以外の方は記入しないでください）。

- ① 1で「ア」を選択し、2で「1又は2」を選択した方
 ② 1で「イ」を選択し、2で「2又は3」を選択した方

- (注) 1 寄宿舍への入舎希望の有無により、入学予定者の決定の際の抽選方法が決まること。
 2 本調書の記載内容については、中等教育学校長の指示がない限り変更できないこと。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

(注) 保護者が記入してください。

別記様式5（日本工業規格A列4番縦型）

入学候補者にかかわる選考結果等通知書

平成 年 月 日

様

北海道登別明日中等教育学校長 印

入学候補者にかかわる選考結果等についてお知らせします。

1 選考結果

受 検 番 号	受 検 者 氏 名	選 考 結 果

別記様式 7（日本工業規格 A 列 4 番縦型）

入 学 予 定 者 決 定 通 知 書

平成 年 月 日

受検番号（ ）

氏 名 様

北海道登別明日中等教育学校長 印

あなたは、平成23年度北海道立中等教育学校入学者選考において、本校の入学予定者に決定したことをお知らせします。

別記様式 8（日本工業規格 A 列 4 番縦型）

入 学 意 思 確 認 書

平成 年 月 日

北海道登別明日中等教育学校長 様

私は、北海道登別明日中等教育学校に入学します。

ふりがな
入学予定者署名 _____

現 住 所 _____

小 学 校 名 _____ 小学校

ふりがな
保護者署名 _____

現 住 所 _____

TEL _____

別記様式 9 (日本工業規格 A 列 4 番縦型)

入 学 予 定 者 証 明 書

次の児童は、平成23年度北海道登別明日中等教育学校の入学予定者であることを証明します。

入 学 予 定 者	氏 名	
	現 住 所	□□□-□□□□
	出身・在籍 学 校 名	
保 護 者	氏 名	
	現 住 所	□□□-□□□□

平成 年 月 日

北海道登別明日中等教育学校長 印

別記様式10 (日本工業規格 A 列 4 番縦型)

入 学 辞 退 届

平成 年 月 日

北海道登別明日中等教育学校長 様

私は、次の理由により、貴校への入学を辞退します。

受 検 番 号		
入 学 予 定 者 署 名		
現 住 所		
保 護 者 署 名		
辞 退 の 理 由		

別記様式11 (日本工業規格 A 列 4 番縦型)

道 外 か ら の 出 願 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

北海道登別明日中等教育学校長 様

申請者署名 _____

保護者署名

次の事情により、出願の承認をお願いします。

申請者現住所	
保護者転居見込みの住所	
申請者と保護者の続柄	
事情の説明	

- (注) 1 平成23年4月7日（木）までに道内に一家転住することがわかる書類を添付すること。
 2 「事情の説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
 3 その他特別な事情がある場合も「事情の説明」欄に記入すること。

別記様式12（日本工業規格A列4番縦型）

出 願 承 認 （ 不 承 認 ） 書

平成 年 月 日

氏 名 様

北海道登別明日中等教育学校長 印

北海道登別明日中等教育学校への出願を認めます（認めません）。

- (注) 出願を認められたときは、入学願書にこの出願承認書を添付すること。

別記様式13 (日本工業規格 A 4 横型)

出 願 状 況
北海道登別明日 中等教育学校

募集人員 (A)	当 初 の 出 願 者 数			備 考
	出願者数合計 (B)	入 学 者 の 範 囲		
		ア	イ ウ	
80				倍 率 $\frac{(B)}{(A)}$

(注) 1 入学者の範囲ア、イ及びウに該当する出願者数は内数とすること。
 2 倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。

別記様式14 (日本工業規格 A 4 横型)

選考検査欠席者等の状況

北海道登別明日 中等教育学校

募集人員	出願者数			選考検査を受けなかった者の数			備考
	入学者の範囲			入学者の範囲			
	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	
80							

(注) 入学者の範囲ア、イ及びウに該当する数は内数とすること。

別記様式15（日本工業規格 A 4 横型）

入学予定者数及び欠員

北海道登別明日中等教育学校

募集人員	受検者数		入学候補者数		入学予定者数		欠員		備考	
	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	ア	イ		ウ
80										

- (注) 1 入学者の範囲ア、イ及びウに該当する数は内数とすること。
 2 次の場合は、入学候補者とならなかった理由を備考欄に記入すること。
 (1) 出願者が入学者の範囲に達しない区分において、入学候補者の数が出願者数を下回った場合
 (2) 出願者が入学者の範囲に達している区分において、入学予定者数が入学者の範囲を下回った場合

別記様式16（日本工業規格A4横型）

第2次募集の人員

北海道登別明日中等教育学校

募集人員	入学予定者数 (A)		(A)のうち入学意思のない者 の数(B)		追加入学予定者数 (C)		3月7日現在の 入学予定者数 (A)-(B)+(C)		第2次募集人員 (D)		
	入学者の範囲		入学者の範囲		入学者の範囲		入学者の範囲		ア	イ	ウ
80	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ウ

- (注) 1 入学者の範囲ア、イ及びウに該当する数は内数とすること。
 2 入学予定者のうち、入学を辞退した者については、(B)に含めるとして()内に記入すること。
 3 入学候補者の数が募集人員に満たないとき(1月20日(木)に報告する場合は、(A)及び(D)の欄のみ記入し、他の欄は斜線とすること。

別記様式17（日本工業規格A4横型）

第2次募集の入学予定者数

北海道登別明日中等教育学校

募集人員	3月7日現在の入学予定者数			第2次募集人員			出願者数(第2次)			受検者数(第2次)			入学予定者数(第2次)		
	入学者の範囲			入学者の範囲			入学者の範囲			入学者の範囲			入学者の範囲		
	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ
80															

(注) 1 「3月7日現在の入学予定者数」の欄については、次により記入すること。
 (3月7日現在の入学予定者数) = (1月21日の入学予定者数) - (入学意思のない者(入学を辞退した者を含む。))の数 + (追加入学予定者数)
 2 入学者の範囲ア、イ及びウに該当する数は内数とすること。

教文ス第1390号
平成22年 8月27日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長

名勝ピリカノカ 襟裳岬（オンネエンルム）の追加指定について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、別記のとおり名勝の追加指定がありましたので、通知します。

（生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財保護グループ）

別記

種 別	名勝
名 称	ピリカノカ 九度山（クトゥンヌプリ） 黄金山（ピンネタイオルシペ） 神威岬（カムイエトウ） 襟裳岬（オンネエンルム）
追加指定地の指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の名勝8の砂丘、砂嘴、海浜、島嶼のうち、我が国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いものによる。
指 定 の 理 由	アイヌの物語・伝承、祈りの場、言語に彩られた優秀な景勝地群を、アイヌ語で「ピリカノカ」（美しい・形）と総称して保護を図る。
追加指定地の概要	アイヌ語で「大きな岬」の意味を持ち、日高山脈南端とその海域に点在する岩礁から成る「襟裳岬（オンネエンルム）」を追加指定するとともに、名称を変更する。
追加指定地の所在地及び地域	北海道幌泉郡えりも町字東洋、字えりも岬 国土調査法（昭和26年法律第180号）による第XⅡ座標系を基準とする U1地点（X＝マイナス230050.829メートル、Y＝83430.971メートル）、 U2地点（X＝マイナス230909.552メートル、Y＝84289.694メートル）、 U3地点（X＝マイナス231556.660メートル、Y＝84297.362メートル）、 U4地点（X＝マイナス231556.660メートル、Y＝83545.771メートル）、 U5地点（X＝マイナス229944.337メートル、Y＝81933.448メートル）、 K1地点（X＝マイナス229944.337メートル、Y＝82301.428メートル）、 K2地点（X＝マイナス229950.217メートル、Y＝82358.621メートル）、 K3地点（X＝マイナス229975.427メートル、Y＝82454.303メートル）、 K4地点（X＝マイナス229980.517メートル、Y＝82464.343メートル）、 K5地点（X＝マイナス229976.867メートル、Y＝82471.894メートル）、 K6地点（X＝マイナス229963.847メートル、Y＝82466.645メートル）、 K7地点（X＝マイナス229946.938メートル、Y＝82467.757メートル）、 K8地点（X＝マイナス229927.559メートル、Y＝82484.189メートル）、 K9地点（X＝マイナス229922.279メートル、Y＝82494.430メートル）、 K10地点（X＝マイナス229921.799メートル、Y＝82499.750メートル）、 K11地点（X＝マイナス229917.560メートル、Y＝82508.861メートル）、 K12地点（X＝マイナス229881.303メートル、Y＝82568.108メートル）、 K13地点（X＝マイナス229912.731メートル、Y＝82667.597メートル）、 K14地点（X＝マイナス230003.293メートル、Y＝82735.815メートル）、 K15地点（X＝マイナス230015.274メートル、Y＝82815.707メートル）、 K16地点（X＝マイナス230050.829メートル、Y＝82849.300メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考 地域に関する実測図を北海道教育委員会及びえりも町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
追加指定年月日	平成22年 8月 5日（文部科学省告示第129号）

正 誤

平成22年 1 月26日付け第6015号に掲載の「北海道教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則」（平成22年北海道教育委員会規則第 1 号）に次の誤りがあったので、訂正します。
第43条のうち第 4 条第 1 項第 6 号の改正規定中

（誤）「掲げるもの」

（正）「に掲げるもの」

